

令和2年1月8日

刑事第14部（令状部）における修習について

1 刑事第14部（令状部）について

(1) 令状事件の処理態勢（東京）

- 簡裁との事務分配
- 時間外の態勢

(2) 刑事第14部の処理する事件

(3) 令状部裁判官の役割

- 令状請求の適法性及び令状発付の相当性の審査
- 過誤が許されない仕事（違法な身柄拘束等に直結）
- 迅速処理の要請
- 捜査の密行性への配慮

2 被疑者勾留請求事件について

(1) 勾留請求事件の手続

(2) 勾留の要件

ア 手続的要件

イ 実体的要件

- 罪を犯したと疑うに足りる相当な理由（嫌疑）
- 住居不定、罪証隠滅のおそれ、逃亡のおそれ（勾留の理由）
- 勾留の必要性

(3) 少年の場合

(4) 接見等禁止請求（刑訴法81条）

3 被疑者国選弁護人選任請求について

- (1) 意義
- (2) 対象事件
- (3) 要件
- (4) 手続

4 14部修習の留意点

- 修習内容
- 留意点

5 その他